

第4章 粗破碎状態での架装物の判別

- ・使用済自動車の処理過程では、粗破碎状態の解体自動車に木材・断熱材・FRPが含まれた状態で破砕業者に搬入されることも考えられます。
- ・そのような場合には、破砕業者はそれらの処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれているか否かを判別する必要がありますので、以下の写真等を参考にしてください。
- ・電子マニフェストシステムの架装物区分またはリサイクル券の事務処理番号の下2桁目の数字を確認することで、より確実な判別を行うことができます。(5～7ページをご覧ください)

1. シュレッダーダスト料金に処理に必要な費用が含まれていないと想定される事例

- ・以下の事例は、法の対象外架装物であるバン・冷凍車・平ボデーなどの架装物やそれ以外の廃棄物の混入が考えられます。

木材が多く含まれている場合は、平ボデー・産業機械運搬車・車両運搬車等の床材・あおり等荷台の木材等が混入していることが考えられます。

剥き出しのベニヤ板等が含まれている場合は、ドライバンの内壁材等の混入が考えられます。

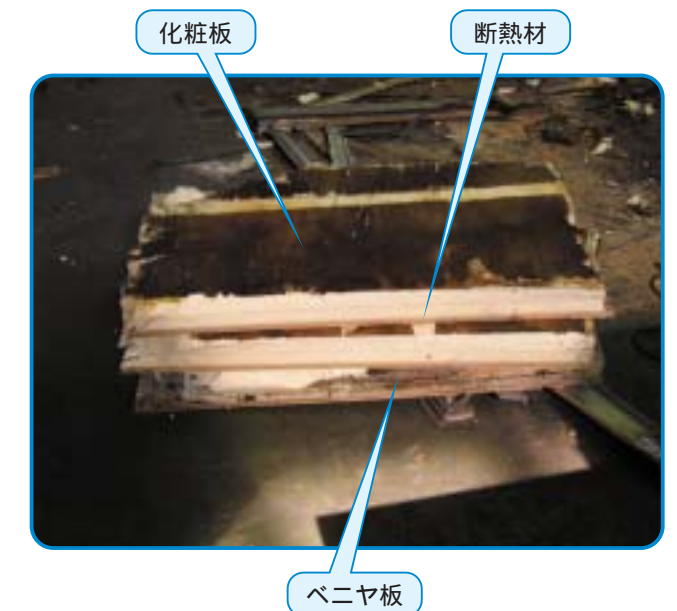
断熱材やFRPが多く含まれている場合、またそれらに木材や断熱材が付着した物が多く含まれている場合は冷凍バンの床材・壁材・天井材等の混入が考えられます。



2. シュレッダーダスト料金に処理に必要な費用が含まれていると想定される事例

- ・以下の事例は、法の対象となる架装物であり、レントゲン車・放送中継車・馬匹運搬車等が考えられます。その床・壁・天井・中仕切り部分は自動車リサイクル法対象架装物とされており、シュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれています。

化粧板が多く含まれている場合は、車体内装をきれいに仕上げる必要がある一体型架装物の可能性が高く、レントゲン車や馬匹運搬車等であると考えられます。



表皮材貼り付け合板が多く含まれている場合には、レントゲン車の他、キャンピング車・放送中継車等の架装物であると考えられます。

